

○厚生労働省告示第十七号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十条第五項の規定に基づき、平成三十年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成三十年一月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

一 調査の期日

- 1 世帯票に係る調査にあつては、平成三十年六月七日とする。
- 2 所得票に係る調査にあつては、平成三十年七月十二日とする。

二 調査票

- 1 世帯票は、別記様式一によるものとする。
- 2 所得票は、別記様式二によるものとする。

三 調査票等の提出期限

- 1 一の1に規定する調査にあつては、平成三十年七月二十日とする。
- 2 一の2に規定する調査にあつては、平成三十年八月十五日とする。



